

# 安倍新内閣発足に当たっての全国市長会要請

安倍内閣におかれましては、景気対策として本格的な大型補正予算と新年度予算とを合わせた切れ目のない緊急経済対策の断行とともに、地方の重視・地域の再生を掲げ、自らの発想で特色をもった地方・地域づくりができるよう地方分権を推進すること等を表明されております。全国の市長は、地方分権の推進や都市の税財政の充実に理解を示されている安倍内閣のもとで、真の分権型社会の実現に向けてその動きが前進することを大いに期待しております。

我々都市自治体は、政府とともにわが国の内政の一翼を担うパートナーとして、住民の生命・安全のための行政サービスの提供はもとより、よりよい地域づくりのための地方分権改革の推進に向けて、積極的に取り組んで参ります。

全国市長会は、これまで東日本大震災からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応、分権型社会の実現、都市税財源の充実、社会保障制度の改革等について提言してきております。

政府におかれましては、下記事項の喫緊の主要課題について、国と地方の真摯な協議等を通じ、速やかに取り組まれるよう強く要請いたします。

## 記

### 1 緊急経済・雇用対策の早期かつ万全の実施

長引くデフレに加え円高の高止まりによる地域経済の疲弊は、地域の雇用を担ってきた中小・零細企業の倒産や基幹工場の操業停止等による従業員の解雇や雇止め等の雇用状況の悪化等を招いている。このことから、景気浮揚に向けて国は緊急経済・雇用対策について、本年度補正予算

を早期に編成し、平成 25 年度当初予算の編成等を通じ、切れ目のない万全の措置を講じること。

また、地方の独自の経済対策や雇用創出事業に活用できる地方の実情に沿った使い勝手のよい交付金を創設するとともに、地方が実施する地域経済・雇用対策について十分な財政措置を講じること。

## **2 東日本大震災の復旧・復興、原子力発電所事故への迅速な対応と全国的な防災・減災対策の充実・強化**

- (1) 被災地域の一日も早い復旧・復興の実現に向けて、住民、被災自治体、及び支援自治体に対し、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組み等を加速していくため、予算や制度の拡充・強化をはじめとして、制度の柔軟な運用や新たな取組みが行えるよう、迅速かつ万全の措置を講じること。
- (2) 原発事故の早期収束と完全な賠償、放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、正確な情報の迅速な公表等について、国は事業者とともに縦割りを排除し総合的かつ全面的な責任のもと、万全の措置を講じること。
- (3) 巨大地震に対しての財政措置を含めた巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定、突発的な自然災害への対応、被災自治体への効果的な支援対策の充実強化等について、早急な対策を講じること。

## **3 地方税財源の充実強化**

- (1) 平成 25 年度予算については、都市自治体の予算編成への影響が極力少なくなるよう、早急に編成するとともに、地方財政対策・地方財政計画について「国と地方の協議の場」等での地方の意見を十分踏まえたものとする。

その際、地方財政対策について、次の事項を実現すること。

- ① 地方交付税の法定率の見直し等により地方交付税総額を復元・増額し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
  - ② 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全等の経常的行政サービスや、道路・橋梁等の社会基盤施設や各種公共施設の耐震化や老朽化への対応等に伴う財政需要を的確に地方財政計画に反映させること。
  - ③ 都市自治体は、これまで給与の独自削減や人員削減を行う等、厳しい行財政運営に取り組んできており、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。
- (2) 税制改正については、「国と地方の協議の場」等で、地方と十分協議を行うこと。また、平成 25 年度税制改正に当たっては、次の点に留意すること。
- ① 自動車重量税及び自動車取得税については、都市自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、代替財源を示さない限り、地方への財源配分の仕組みを含め堅持すること。
  - ② 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策として住宅借入金等特別税額控除制度の延長等を検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行われるべきものであり、仮に個人住民税に影響を及ぼす場合にあっては、その減収補てんについて、国の責任により全額措置すること。
  - ③ 地球温暖化対策等環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
  - ④ 消費税率引上げに際しての簡素な給付措置等の低所得者対策については、実際の実務を担う基礎自治体と十分協議した上で、その意見を確実に反映すること。

- (3) 国庫補助負担金の見直しに当たっては、従来の国庫補助負担金の総額を縮減することなく必要額を確保するとともに、地方の意見を十分反映し、都市自治体の自由度の拡大に資すること。

#### **4 地方分権改革の一層の推進**

真の分権型社会を構築するため、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づいた義務付け、枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲及び地方税財源の充実等を推進すること。

- (1) 都市自治体に対して制度単位での包括的な権限を移譲し、都市自治体が総合的、一体的に事務事業を実施できるようにすること。
- (2) 地域の自主性を高めるとともに、地域の自立的発展に寄与するため、都市自治体の意見を十分踏まえた多様で柔軟性のある都市制度を構築すること。
- (3) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を充実すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (4) 地方公務員制度の見直しに当たっては、地方の意見を尊重するとともに、「国と地方の協議の場」等において十分協議を行うこと。

#### **5 社会保障制度の充実強化**

- (1) 社会保障制度の抜本の見直しについては、社会保障制度改革国民会議での取りまとめに当たって、社会保障の現場を担っている都市自治体の意見が十分反映されたものとなること。

- (2) 社会保障と税の一体改革の推進に伴うマイナンバー法案の早期成立とともに、実際の導入に際して新たに地方に生じる費用やネットワーク等の導入・運用に対して、国による十分な財政措置を講じること。
- (3) 医療保険制度改革の方向として、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、都道府県を保険者とする医療保険制度の再編・統合等を行うこと。
- (4) 医師や看護師等の不足が喫緊の課題であることから、安心して質の高い医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の地域間・診療科間等の偏在を早急に解消するとともに、絶対数の確保を図り、そのために必要な財源を確保すること。
- (5) 生活保護制度の見直しに当たっては、生活保護受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況を踏まえ、業務の実施主体である都市自治体の意見を十分反映させること。

また、生活保護は、国が保障するナショナルミニマムにかかわる事項であることから、その財源負担については、本来全額国庫負担とすべきであり、見直しが行われるまでの間、急激な受給世帯の増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じること。

## **6 国と地方の協議の場の早期開催**

緊急経済・雇用対策、地方財政対策、地方分権改革、社会保障制度改革等国と地方にかかわる諸課題が山積しており、法律に基づく「国と地方の協議の場」を早期に開催するとともに、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を制度設計等に的確に反映できるよう、分科会等の積極的な活用を図ること。

平成 25 年 1 月

全国市長会